

Q.

当社は塗装装置の設計・製造・販売を行っています。フィリピンに製造拠点を設立し、日本やアメリカ等に輸出したいと考えていますが、同国での会社設立に関する規制や優遇制度について教えてください。また、レンタル工場の情報はどのように集めればよいでしょうか。（製造業）

A.

フィリピンでは「ネガティブリスト」により規制業種・禁止業種・外資出資比率が定められており、また、特定の要件を満たした外資企業においては、法人所得税の減免等の優遇措置を受けることができます。

信金中金の海外拠点より、レンタル工場にかかる関連情報等を提供することができますので、お取引の信用金庫を通じてご相談ください。

#### 解説

##### 1. フィリピンの外資規制

###### (1) ネガティブリスト

こちらは信用金庫とのお取引先向けとさせて頂いております。

ご覧になりたい場合は、お近くの信用金庫（検索は[こちら](#)）までご相談ください。

[続きを読む](#)